

3月21日(土)

2019年度 管理改革・土曜講座 第6講の案内

～ 継続性・専門性・責任性を備えた管理組合へ ～

管理会社からの一方的な解約通告、管理不全マンションに対する行政代執行

管理組合を取り巻く社会状況が昨秋来大きく変化しています。一つは、管対協関係のマンションだけでも7マンションで、管理会社側から一方的な委託契約の解約通告が行なわれたという事実。そしてもう一つは、今年1月25日から、滋賀県野洲市において、老朽化したマンションが野洲市の手によって行政代執行による建物解体が行なわれているという事実です。

こういった問題はこれまでなかったことです。管理組合が管理会社から選別される時代になった現実が突きつけられています。そして野洲の問題は、管理できていないマンションは誰も助けてくれない、それどころか行政の手によって解体されてしまうことが、明白になったということを示しています。

ますます重要性を増す機能する管理組合

自分達のマンションを守って行くのは、けっきょく自分たちでつくる管理組合しかないのです。逆に言えば、管理組合が機能しないマンションは、管理会社に見放されたらお手上げだし、その延長線上に管理不全による行政代執行が待ち構えているのです。管理組合が機能することの重要性を、この間の現実が示しています。

2019年度 管理改革・土曜講座 第6講

◇日時：2020年 3月21日(土) 15:00～17:00

◇会場：管対協・MCKセミナールーム

中京区西洞院通三条下る柳水町 84 三洋六角ビル3階

◇主催：NPO法人京滋マンション管理対策協議会

◇受講料：500円

◇申込み

別紙の申込書をFAXしていただくか、電話でお申込み下さい。

管対協HP(<https://kantaikyoo.org>)トップページの右上の青

いボタン「お問い合わせは」からの申込みも受付けています。

NPO法人 京滋マンション管理対策協議会

TEL・075-231-8182

FAX・075-231-8202



【アクセス】

- ・市バス「烏丸三条」下車、徒歩6分
- ・地下鉄「烏丸御池駅」下車、6番出口より徒歩7分
- ・地下鉄「四条駅」、阪急「烏丸駅」下車、22番出口より徒歩10分